平成２３年（フ）第１２１４号
仙台市青葉区北根黒松18―８―101、住民票上の住所仙台市青葉区中山１丁目17番12号
債務者　棚村　公彦
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２４号
仙台市青葉区落合４丁目６番15―101号
債務者　大友　俊明
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
千葉県館山市館山41番地
債務者　大竹　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３２０号
長野市三輪５丁目７番1305号
債務者　清水恵美里（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３９号
京都市伏見区深草西浦町８丁目４番地　ネオハイツ110号
債務者　原口眞佐男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８００号
京都市伏見区西大手町307番地
債務者　北尾　恒夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４７号
京都府木津川市吐師松葉38番地２
債務者　岡村　敦司
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６４号
京都府八幡市男山弓岡５番地―B10―407
債務者　糯原　竜治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
兵庫県神崎郡神河町長谷60番地の12、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形1766番地16
債務者　嶋田　憲吾
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２２号
兵庫県明石市二見町福里514番地の17
債務者　中村　恒子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９７号
奈良県桜井市大字金屋254番地の１
債務者　梶谷　有子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１６号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住７―304
債務者　今中　由紀
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９７号
広島県廿日市市新宮１丁目10番62号
債務者　道源麻衣子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４号
愛媛県西予市宇和町卯之町３丁目417番地
債務者　城滝　俊江
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２７４２号
福岡県糸島市二丈深江1036番地47玄海ウエストコーストカーサ深江Ｅ―303号
債務者　庄子　文郎
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２８号
福岡市南区大池２丁目16―24―Ｂ―101
債務者　秋山　政孝
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６２号
福岡市東区箱崎１丁目17番14―1002号
債務者　神宮司　愛
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９７号
福岡県福津市西福間１丁目４番23号ハイツひろ―201号
債務者　久保まゆみ（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部